

病棟環境の整備・衛生管理

土井まつ子

1 病棟衛生管理の責任と権限

- 1.1 看護師長は病棟環境の整備・衛生管理を実施する責任者としての役割を果たす。(ⅢA)
- 1.2 看護師長は、院内感染対策委員会の指導の下に、病棟環境の整備・衛生管理を行う。(ⅢA)
- 1.3 看護師長は職員に病棟環境の整備・衛生管理に関する教育の機会を与える。(ⅢA)
- 1.4 看護師長は委託業者との契約内容の履行状況を確認し改善を図る。(ⅢA)
- 1.5 看護師長は入院患者及び病棟への訪問者に感染防止に関する実践的な教育の機会を与える。(ⅢA)

2 清掃

2.1 基本原則

- 2.1.1 清掃方法についてはマニュアル(委託業務を含む)を作成し、定期的に見直す。(ⅢA)
- 2.1.2 病棟は汚染区域(トイレ、汚物処理室等)と清潔区域(薬剤調製区域等)、および生活区域(病室、食堂、面会室等)等に分けることにより環境整備を効率的に実施する。(ⅢA)
- 2.1.3 最初に目に見える汚れを除去する。(ⅢA)
- 2.1.4 清掃は次の3つに分類して実施する。(ⅢA)
 - 2.1.4.1.1 日常清掃: 毎日行う清掃であり、原則として消毒薬を用いる必要はない。
 - 2.1.4.1.2 手指が高頻度に接触する表面(ベッド柵、オーバーテーブル、ナースコール、スイッチ、医療機器など: 高頻度接触表面)は1回/日以上の日常清掃または中水準以下の消毒薬を用いて消毒を行う方が良い。⁵⁸(ⅢB)
 - 2.1.4.1.3 接触の少ない床面は日常清掃を行う。(ⅢA)
 - 2.1.4.1.3.1 床の清掃は洗剤を用いた湿式清掃を行う。(ⅢA)
 - 2.1.4.1.3.2 床がカーペットで覆われている場合は掃除機で清掃を行う。(ⅢA)
 - 2.1.4.1.3.3 床の清掃で使用するモップはモップヘッドを交換できるものを使用した方が良い。(ⅢB)
 - 2.1.4.1.3.4 使用後のモップヘッドはリネン類の洗浄方法に準